

令和3年度財務省政策評価実施計画等の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（令和3年度版）	1
2. 令和3年度財務省政策評価実施計画等における主な変更点について	2
3. 令和2年度と令和3年度の「施策」の比較	3
4. 令和2年度と令和3年度の「測定指標」の比較	4
5. 過去5年間における測定指標数の推移	6
(参考) 令和3年度における財務省のデジタル化への取組	7

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（令和3年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 (総合目標1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 (総合目標2)

財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフスタイルの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 (総合目標3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム (総合目標4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 (総合目標5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営 (総合目標6)

総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保 (政策目標1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標2)

- 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保 (政策目標7)

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策の基本目標（総合目標）

各政策分野の目標（政策目標）

2. 令和3年度財務省政策評価実施計画等における主な変更点について

(1) 内閣の基本方針等に沿った取組内容等の見直し

令和2年度の実施計画策定時以降に発出・決定された内閣の基本方針である「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）等及び現下の政策課題における財務省の取組内容を記載しました。また、当省の政策評価の更なる改善に取り組むため、施策及び測定指標を見直しました。

(2) 財務省のデジタル化の取組を実施計画にまとめて記載

近年の社会情勢を背景とした行政のデジタル化の推進が重要となっていることを踏まえ、令和3年度の実施計画において、財務省のデジタル化への取組をまとめました。

3. 令和2年度と令和3年度の「施策」の比較

政策目標9－1の施策である（旧）政9-1-2：「諸外国との社会保障協定への対応」を政9-1-1：「年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応」に統合し、政9-1-2：「共済手続の効率化・適正化」を新設しました。

（1）統合した施策

（旧）施策名	統合理由
政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応	<p>年金に関する社会保障協定については、被用者年金一元化以前は、国家公務員共済年金について厚生年金に準じた法令改正を行っていたところ、被用者年金一元化後は、国家公務員共済（第2号厚生年金）独自の法令改正がなく、厚生年金の法令改正に際しての事務的な確認のみとなっております。</p> <p>また、医療保険に関しては、国家公務員共済（短期給付）において健康保険に準じた法令改正が必要ですが、近年、医療保険に関する協定は締結されていない状況です。</p> <p>こうした背景により、「諸外国との社会保障協定への対応」業務は、単独の施策として政策目標を達成するための成果を測定する必要性が乏しくなり政9-1-1：「年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応」に統合しました。</p>

（2）新設した施策

（新）施策名	新設理由
政9-1-2：共済手続の効率化・適正化	<p>従来、共済手続は書面による申請・届出を前提とした業務が行われていたため、組合員、共済組合職員ともに在宅勤務における手続きができませんでした。この共済手続をオンライン化するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行うことを取組内容として、当該施策を新設しました。</p> <p>施策の新設に伴い、新たに定性的な測定指標を1つ設定しました。</p>

4. 令和2年度と令和3年度の「測定指標」の比較（主なもの）

目 標	令和2年度	令和3年度	変更の内容
政策目標2－1 (税制)	定量 政2-1-2-A-3 税制に関する説明会の開催	定性 政2-1-2-B-1 税制に関する広報活動の実施状況	<p>税制に関する説明会を47都道府県で実施することを目標値として設定していましたが、オンライン会議等の活用により、一度の講演・説明会で幅広い地域を対象として実施することが容易になったことから、地域に着目した測定指標を廃止することとしました。</p> <p>加えて、講演・説明会の開催状況のみならず、新たな取組も含め、税制に関する広報活動の実施状況について総合的に判断する観点から、新たに定性的な測定指標を設定しました。</p>
政策目標3－4 (国庫金)	定量 政3-4-1-A-1 資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合	定量 政3-4-1-A-1 国内指定預金（一般口）の平均残高	<p>国庫金の効率的な管理については、これまで「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」を測定指標としていましたが、当該指標は、分母（資金需要）と分子（国庫内の資金）のいずれにおいても、各種の政策の執行状況や市場動向などの外的要因に大きく影響される指標となっていました。</p> <p>このような外的要因による影響を緩和するため、国庫内の資金を活用して、民間からの資金調達を抑制しつつ資金需要を賄った後の残高に相当する「国内指定預金（一般口）の平均残高」を新たな測定指標として設定しました。</p> <p>なお、「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」は参考指標にしました。</p>

政策目標5－3 (税関手続)	定量 政5-3-3-A-1	定量 政5-3-3-A-1	AEO制度の普及を図るに当たり、これまで各年度における新規承認数を測定指標として用いてきましたが、制度導入から15年が経過し、ここ数年は新規承認を希望する相談者の増加度合いが落ち着きを見せていることもあり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化にどの程度の貢献をもたらしているかをより的確に把握するため、貿易額に占めるAEO事業者が関与した割合を新たに定量的な測定指標を設定しました。 なお、「AEO事業新規承認数」は参考指標にしました。
	AEO事業者新規承認数	貿易額に占めるAEO事業者の割合	
政策目標6－1 (国際金融関係)	定量 政6-1-2-A-1	定性 政6-1-2-B-1	IMFによるサーベイラントは、財務省が直接的な実施機関ではないことに加えて、予見不可能な事由の発生により実施が流動的になることがあります。現在は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、二国間サーベイラントの間隔が従来の15ヶ月以内から27ヶ月以内へと変更されています。 こうした事情を踏まえ、国際的な協力への参画により国際金融システムの安定にどう貢献したかを測定する指標としての適切性を再検討した結果、政6-1-2-A-1を参考指標とするよう、位置づけを見直しました。 よって、今後は政6-1-2-B-1の中で、IMFによるサーベイラントへの貢献を含むIMFとの政策対話の状況について、参考指標を活用しながら評価することいたします。
	IMFによるサーベイラントの実施状況（経済の健全性の調査の実施回数）	国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画	
	定量 政6-1-3-A-1	定性 政6-1-3-B-1	サーベイラントの実施状況は、新型コロナウイルスの感染拡大等の予見不可能な事由の発生により実施が流動的になることがあります。 こうした事情を踏まえ、国際的な協力への参画によりアジアにおける地域金融協力にどう貢献したかを測定する指標としての適切性を再検討した結果、本測定指標を参考指標とするよう、位置づけを見直しました。 よって、今後は政6-1-3-B-1の中で、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））
	サーベイラントの実施状況（ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））	アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組	

※これらの他、過去の実績等を踏まえた目標値の変更等を行っております。

5. 過去5年間における測定指標数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合目標	16	16	16	16	16
(内 定量的測定指標)	1 [1]	1 [1]	1 [1]	1 [1]	1 [1]
(内 定性的測定指標)	15 [15]	15 [15]	15 [15]	15 [15]	15 [15]
政策目標	119	123	126	128	127
(内 定量的測定指標)	43 [27]	42 [26]	50 [26]	52 [27]	49 [26]
(内 定性的測定指標)	76 [55]	81 [58]	76 [60]	76 [60]	78 [62]
合 計	135 [98]	139 [100]	142 [102]	144 [103]	143 [104]

(注) [] 内の数値は、主要な測定指標の数。

(参考) 令和3年度における財務省のデジタル化への取組（実施計画にまとめて記載）

目標	テーマ・施策	取組の内容
財 政		
政策目標1－1	施策1－1－2	<p>財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、積極的に広報に取り組みます。具体的には、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動を行います。</p> <p>(注) 令和3年度予算は、令和2年度第3次補正予算と合わせ、感染拡大防止に万全を期しつつ、デジタル社会・グリーン社会の実現など中長期的な課題にもしっかりと対応するものにしており、これらの予算の成立後は、迅速かつ適切に執行していきます。</p>
税 制		
政策目標2－1	施策2－1－1	<p>令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとしました。このほか、納税環境のデジタル化を推進するため、電子帳簿等保存制度の見直しを行うこととしました。</p> <p>これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第204回国会に提出したところであります、成立後は、その内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。</p>
	施策2－1－2	パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います。
国 債		
政策目標3－1	施策3－1－3	海外IRの実施に当たっては、個別投資家への個別訪問（オンラインによる面談を含む）を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます。
	施策3－1－4	「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する（オンライン開催等を含む）とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います。また、中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について高い識見を有する民間の方々等から意見・助言等を得るため、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」を引き続き開催します（オンライン開催を含む）。

国 有 財 产

政策目標 3－3	施策 3－3－1	ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、民間事業者による 5G 基地局整備を後押しするため、基地局の設置場所として庁舎・宿舎等を提供すると共に、民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として庁舎等を提供し、国有財産の新たな活用策に取り組みます。
----------	----------	---

通 貨

総合目標 4	総 4－2	C B D C (中央銀行デジタル通貨) を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。
--------	-------	---

貿 易

政策目標 5－2	施策 5－2－2	貿易円滑化の推進に向けた支援については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、広域E P A等によって複雑化する原産地規則、通関を迅速化しながらも適正公平な徴税を確保する輸入事後調査、及び税関管理の一層の効率化を図るリスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。これらについては、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、一部オンラインにより継続的な支援を実施していきます。
----------	----------	---

税 関 手 続

政策目標 5－3	施策 5－3－3	A E O制度の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通關、保税その他の税關手續に係る様々な制度の利用促進・改善を進めています。また、「觀光ビジョン実現プログラム2020」も踏まえ、入國旅客の迅速な通關と嚴格な水際取締りの両立を実現するため、E ゲート（税關檢査場電子申告ゲート）等の適切な配備・運用に努めます。
	施策 5－3－5	税関ホームページにおいて、原産地規則、A E O制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成について隨時見直しを行い、また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。更に「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を引き続き活用し、これまで税關に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの情報については、W e b形式による講演会や税關見学も積極的に取り入れて、引き続き発信していきます。

外 国 為 替

政策目標 6－1	施策 6－1－5	投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、手続きのオンライン化を含め、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。
政策目標 6－2	施策 6－2－4	政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。なお、今年度は、新型コロナウィルスの感染状況も見つつ、オンライン形式での交流・セミナー等も検討します。

共 濟 手 続

政策目標 9－1	施策 9－1－2	従来、共済手続は書面による申請・届出を前提とした業務が行われているため、組合員、共済組合職員ともに在宅勤務における手続きができませんでした。この共済手続をオンライン化するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。
----------	----------	---

た ば こ 事 業

政策目標 11－1	施策 11－1－1	成人識別自販機については、現行の方式に加え、マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体等による同カードを活用した方式の開発・導入を検討していきます。
-----------	-----------	--